

議案第 1 号

京丹後市まちづくり基本条例の一部改正について

京丹後市まちづくり基本条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京丹後市まちづくり基本条例第 3 2 条の規定に基づき検討した結果、市外の様々な主体と交流・連携し、まちづくりに活かすため、
所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

京丹後市まちづくり基本条例（平成 19 年京丹後市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条に次の 1 項を加える。

- 3 市及び市民は、市外の様々な主体と広く交流、連携し、その知見や力をまちづくりに活かすよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

京丹後市まちづくり基本条例(平成19年京丹後市条例第54号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市まちづくり基本条例 平成19年12月21日 条例第54号 目次 (略) 前文 (略) 第1条～第27条 (略) (連携及び交流) 第28条 市は、近隣自治体及びその他の機関等との情報の共有と相互理解のもと、連携及び協力に努めるものとする。 2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。 第29条～第32条 (略)	京丹後市まちづくり基本条例 平成19年12月21日 条例第54号 目次 (略) 前文 (略) 第1条～第27条 (略) (連携及び交流) 第28条 市は、近隣自治体及びその他の機関等との情報の共有と相互理解のもと、連携及び協力に努めるものとする。 2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。 <u>3 市及び市民は、市外の様々な主体と広く交流、連携し、その知見や力をまちづくりに活かすよう努めるものとする。</u> 第29条～第32条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

令和 7 年 1 月 9 日

京丹後市長 中山 泰 様

京丹後市まちづくり委員会
会長 杉岡 秀紀

京丹後市まちづくり基本条例の見直しについて（答申）

令和 6 年 8 月 1 9 日付け 6 政策第 4 6 7 号で諮問のあった「京丹後市まちづくり基本条例について、同条例第 3 2 条に基づく条例の検討及び見直し」について、下記のとおり答申します。市長におかれては、本委員会の意見を十分に尊重され、条例の改正に向けて進められるとともに、引き続き市民と市による自治と協働のまちづくりを推進されることを期待します。

記

1 はじめに

平成 2 0 年 4 月 1 日に京丹後市まちづくり基本条例（以下「本条例」という。）が、制定・施行され、今年で 1 7 年目を迎えました。

市長の諮問を受け、本条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討しました。

本条例の見直し審議にあたっては、多岐にわたる分野の委員、さらにはアドバイザーにも加わっていただき、市全体のまちづくりに関する内容について広く意見をお聞きしました。

2 見直しの検討結果

本条例は、京丹後市のまちづくりを市民と行政と議会が一体となり推し進めるための仕組みや基本的ルールを定め、京丹後市における最高規範として位置付けられており、自治と協働によってまちづくりを進めるための原動力となるものです。

この間、見直しにあたっては、国の法改正等に伴う現行制度の見直しや市政運営の根幹に関する新たな方向付け、市民への本条例の定着の観点から課題を整理し、2 回審議会を開催し、検討を行いました。

その結果、本条例が京丹後市にふさわしいものであり続けるために、本条例の見直し内容について、京丹後市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）として以下の意見を取りまとめ、答申といたします。

（1）具体的な見直し事項

変化が激しく、将来を見通すことが難しい時代において、限られた財源や人的資源の中で、地球規模から日常生活までの多岐にわたる課題を解決していくためには、行政と民間の多様な主体が協力・連携していくことが必要であるという観点から、委員会で見直しについて検討した事項は、次のとおりです。

（2）改正案

第 2 8 条第 3 項を新設する。

3 市及び市民は、市外の様々な主体と広く交流、連携し、その知見や力をまちづくりに活かすよう努めるものとする

（3）見直すべきとする事由

今後のまちづくりを進めていく上で、より一層の市外も含めた個人、事業者、団体など、多様な主体との交流・連携が必要です。しかし、現行条例の第 4 条（基本理念）では、「まちづくりは、市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進めるものとする。」となっており、対象者の範囲が市民に限られています。

市外も含めて交流・連携を行い、その知見や力を活かしていくため、最高規範であるまちづくり基本条例において、市内で活動や事業を行っていない主体との連携を明確に示すべきという観点から、本条例を見直すべきとするものです。

3 その他

本条例の実行性の確保のため、下記の意見を参考に、条例の広報・周知に取り組んでいただくことを期待します。

- 条例の関心ある部分だけでも読んでもらえるように工夫することで、条例の認知に対してハードルを下げられるのではないか。高齢者大学の場合や学校の授業など様々な場面で、自分と関係するような事柄とセットで広報していくべき。
- QRコードで身近に読み取れるような仕掛けをしても、そのもの自体が理解できないようであれば読まれない。若い世代向けにはSNSなどで条例の解説動画を掲載するなど、条例を分かりやすく届けることで、見る機会が増えるのではないか。

4 「京丹後市まちづくり基本条例の改正」検討の経緯

(1) 京丹後市まちづくり委員会の開催

月日	会 議 名	場 所	出席数	内 容
8/19	第1回まちづくり委員会	市役所 205 会議室	9 人	委員委嘱、役員選出、市長諮問、条例改正案検討
9/27	第2回まちづくり委員会	市役所 201 会議室	11 人	条例改正案検討

(2) 京丹後市まちづくり委員会委員名簿

役 職	委員氏名	役職等
会 長	杉岡 秀紀	公立大学法人福知山公立大学 地域経営学部 准教授
職務代理	蒲田 幸造	京丹後市区長連絡協議会 副会長
委 員	芦田 重行	京丹後市区長連絡協議会 副会長
委 員	松宮 とも恵	京都府丹後農業士会 会員
委 員	西途 陽子	京丹後市商工会 筆頭理事
委 員	味田 佳子	つながる丹後 副代表 (京都府京丹後 NPO パートナースhipセンター)
委 員	藤井 美枝子	社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会 会長
委 員	角田 吉高	京丹後市文化協会 副会長
委 員	田中 良尚	京丹後市 PTA 協議会 家庭教育委員長
委 員	岡 眞子	京丹後市女性連絡協議会 副会長
委 員	眞柴 友輔	一般社団法人京丹後青年会議所 次世代が活躍するまちづくり特別委員会
委 員	上羽 柚夕	京都府立丹後緑風高等学校網野学舎 企画経営科
アドバイザー	新川 達郎	同志社大学 名誉教授

5 参考資料

- ・まちづくり基本条例全文（改正案）
- ・京丹後市まちづくり委員会会議録

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 1 月 臨時会

議案の
件 名

議案第1号
京丹後市まちづくり基本条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》 本条例第32条の規定に基づき、この条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等について、まちづくり委員会への諮問、答申の手続きを経て検討した結果、所要の改正を行うものである。		《市民参加の状況》 (有) ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。) ・ パブリックコメントによる意見 (R6.12.4～R6.12.24、意見2件)																							
		《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円) <table border="1"> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源												
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																				
《政策等の必要性》 今後のまちづくりを進めていく上で、多岐にわたる課題を解決していくためには、より一層の市外も含めた個人、事業者、団体など多様な主体との交流・連携を進め、その知見や力を活かしていくことも必要であることから、市外の様々な主体との連携を明確に示すため、その内容を規定する必要がある。		《将来にわたる効果及び経費の状況》 本条例の基本理念に沿った自治と協働によって進めるまちづくりを、より効果的に推進することができる。																							
《提案に至るまでの経緯》 R6.8.19 第1回京丹後市まちづくり委員会に諮問 R6.9.27 第2回京丹後市まちづくり委員会 R6.12.4～12.24 パブリックコメント R7.1.9 京丹後市まちづくり委員会から答申 R7.1.14 例規審査委員会		《総合計画等の整合》 <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td>21</td> <td>市民参画・協働によるまちづくり</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>担当部局</th> <th>担当課</th> <th>添付資料 (有の場合は、その名称)</th> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>政策企画課</td> <td>(有)・無 京丹後市まちづくり基本条例の見直しについて (答申)</td> </tr> </table>						総合計画 計画項目	21	市民参画・協働によるまちづくり	計画名称			策定年度			計画期間			担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)	市長公室	政策企画課	(有)・無 京丹後市まちづくり基本条例の見直しについて (答申)
総合計画 計画項目	21	市民参画・協働によるまちづくり																							
計画名称																									
策定年度																									
計画期間																									
担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)																							
市長公室	政策企画課	(有)・無 京丹後市まちづくり基本条例の見直しについて (答申)																							
《政策等の実施時期》 令和7年4月1日から施行する。																									